

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

技術提案書の提出を招請するので公示する。

- 1 公 示 日 平成23年11月1日(火)
- 2 公示責任者 日本下水道事業団 契約職 西日本本部長 松 井 正 樹
- 3 担 当 部 署 住所 〒532-0012 大阪市淀川区木川東3-2-12
日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 契約課
電話 06-6886-2521
- 4 業務概要等
 - (1) 公示NO 西計再 23-353
 - (2) 業務名 平成23年度 沖縄市知花第1ポンプ場他再構築基本設計(長寿命化計画) 業務委託
 - (3) 業務内容 施設の再構築基本設計(長寿命化計画)
 - ①知花第1ポンプ場
(ポンプ場 汚水 現況能力 0.115m³/秒)
 - ②知花第2ポンプ場
(ポンプ場 汚水 現況能力 0.092m³/秒)
 - ③桃原第2ポンプ場
(ポンプ場 汚水 現況能力 0.011m³/秒)
 - ④美里ポンプ場
(ポンプ場 汚水 現況能力 0.333m³/秒)

(公募範囲)

長寿命化計画(基礎調査)	一式
長寿命化計画(詳細調査)	一式
長寿命化基本方針及び長寿命化計画等の策定	一式

ただし、公募範囲は予定であり、変更されることがある。

(今回対象)

長寿命化計画(基礎調査)	一式
--------------	----

 - (4) 業務委託期間

全体計画(予定)	平成23年度～平成24年度
今回対象履行期限	平成24年2月29日
 - (5) 業務地名 沖縄県沖縄市地内
 - (6) 必要職種 土木、建築、機械、電気
- 5 参加資格及び評価基準
 - (1) 参加資格
 - ① 建設コンサルタント等の選定等に関する達(平成6年達第8号)第2条第1号の規定に該当し、かつ、同第2条の2の規定に該当しない者であること。
 - ② 日本下水道事業団における平成23・24年度建設コンサルタント業務等に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
 - ③ 会社更生法(平成14年法律154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又

は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- ④ 建設コンサルタント業務等に関し、九州区域において、日本下水道事業団から、指名停止を受けていないこと。

- ⑤ 保有する技術職員の状況

次の場合は参加資格を満たさないものとする。

- ア. 技術士（上下水道部門（選択科目を「下水道」に限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上下水道一下水道」とするものに限る。）に限る。以下同じ。）の資格を有する者がいない場合

- イ. 4 の (6) の欄に記載された各専門職種毎の技術者（7 年以上の実務経験（次の同種又は類似業務に係る経験をいう。）を有し、過去 3 年間に 3 箇所以上の同種又は類似業務の経験を有する者。）を各 1 人以上保有していない場合

- （1）同種業務

下水道事業の終末処理場、ポンプ場（マンホールポンプ場を除く。以下同じ。）における再構築基本設計（実施計画）、再構築基本設計（長寿命化計画）、再構築基本設計（アセットマネジメント手法活用実施計画）、改築実施計画業務

- （2）類似業務

下水道事業の終末処理場、ポンプ場に係る実施設計業務

- ⑥ 同種業務の実績

過去 5 年間に同種業務の実績を有しない場合は参加資格を満たさないものとする。

なお、配置予定の管理技術者が管理技術者として同様の実務経験を有する場合は、この実績を有する者とみなす。

- ⑦ 当該業務の実施体制

次の場合は参加資格を満たさないものとする。

- ア. 配置予定管理技術者が技術士の資格を有しない場合

- イ. 4 の (6) の欄に記載された必要職種の担当技術者（技術士の資格を有する者、又は 3 年以上の実務経験（下水道実施設計・計画設計等下水道業務全般に係るものに限る。）を有する者。）をそれぞれの職種で配置できない場合

なお、建築の担当技術者については、1 級建築士の資格を有し、かつ技術士の資格を有する者又は 3 年以上の実務経験を有する者でない場合

- ウ. 照査技術者（建築以外にあっては技術士の資格を有する者、又は 7 年以上の実務経験（下水道事業の実実施設計・計画設計等下水道業務全般に係るものに限る。）を有する者、建築にあっては 1 級建築士の資格を有する者であり、かつ 7 年以上の実務経験（下水道事業の実実施設計・計画設計等下水道業務全般に係るものに限る。）を有する者。）をそれぞれの職種で配置できない場合

- エ. 配置予定の管理技術者が、過去 5 年間に管理技術者又は担当技術者として同種又は類似の業務の実績を有しない場合、又は担当技術者が過去 5 年間に同種又は類似の業務の実績を有しない場合

- オ. 配置予定の管理技術者又は主な担当技術者のいずれかが、手持ち業務量（契約金額 200 万円以上）が 11 件以上である場合。ただし、主な担当技術者とは次の職種を担当する者とする。

機械職、電気職

- カ. 配置予定の管理技術者又は担当技術者のいずれかが前年度に行った業務の業務成績で

60点未満の業務があった者である場合

(2) 次に掲げる場合は、指名しないことがある。

- ① 本業務種別に係る前年度の成績評定点において、55点未満の業務があり、又は、前々年度と同じ改善事項の併記がある場合
- ② 当該年度に行った業務において成績評定通知の手続きが審査基準日以前に完了したものであって成績評定点が55点未満の業務があり、又は前年度と同じ改善事項の併記がある場合

(3) 評価基準

① ヒアリング対象者を選定するための評価基準

特定に際しては配置予定管理技術者にヒアリングを実施する場合がある。

ア、会社の業務経歴及び同種業務の実績等

保有する技術職員の状況、過去5年間の同種業務の実績、過去2年間の評価平均点。

イ、技術職員の経験及び能力

配置予定の管理技術者及び担当技術者の資格、過去5年間の同種業務経験及び契約金額200万円以上の手持ち業務、過去2年間の業務成績・その他表彰等。なお、過去2年間の業務成績においては両本部の成績を考慮する。また、担当予定の管理技術者については、建設系CPD協議会に加盟する団体の推奨単位の取得を評価項目とする。

ウ、業務実施方針及び手法

業務内容の理解度、業務実施方針の妥当性、提案の的確性・独創性・実現性、工程計画・動員計画の妥当性

② 特定のための評価基準

上記5(3)①イ及びウ

6 参加表明書及び技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法 持参すること。郵送又は電送によるものは、受け付けない。

(2) 提出先 3に同じ。

(3) 提出期限 平成23年11月16日(水) 午後4時まで

7 その他

(1) 詳細は説明を記載した書類を一般財団法人 下水道事業支援センター大阪支部で販売する。
この書類の郵送を希望する場合は一般財団法人 下水道事業支援センター大阪支部へFAXで申し込むこと。

住所 〒532-0011 大阪市淀川区西中島6-1-1 新大阪プライムタワー20階
FAX 06-6886-1036 電話 06-6886-1033

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3に同じ。

(3) 本手続における参加表明書及び技術提案書の提出者の選定、技術提案書の特定、その他の手続に不服がある者は、契約職に対して苦情の申立てを行うことができる。

(4) この公示に係る公募範囲(予定)の期間中の業務については、原則として配置予定管理技術者、担当技術者及び照査技術者を変更できない。

(5) この公示に係る業務に引き続き随意契約による契約を行う場合においては、当該配置予定管理技術者が前年度の業務範囲で改善すべき事項があった業務を行った者でないことを要する。

(6) 当該業務は、今後日本下水道事業団が公示する案件において管理技術者の手持ち業務の対象とする。ただし、当該業務の契約金額が200万円未満の場合は、この限りではない。

(7) 当該業務のうち、次の職種に関する業務は、今後日本下水道事業団が公示する案件において担当技術者の手持ち業務の対象とする。ただし、当該業務の契約金額が200万円未満の場合は、この限りではない。

機械職、電気職